改正後	改正前
（再商品化等に必要な行為を実施する者の基準） **第九条**　法第二十三条第一項第一号の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 一　製造業者等が再商品化等に必要な行為を自ら実施する場合　自ら実施する者が次のいずれにも該当しないものであること。 イ　精神の機能の障害により再商品化等の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ロ～チ　（略） 二　（略） （令第四条第二号イの主務省令で定める者） **第四十五条の二**　令第四条第二号イの主務省令で定める者は、精神の機能の障害により特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬又は再商品化等の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 （使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部改正） **第二条**　使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成十四年経済産業・環境省令第七号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。	（再商品化等に必要な行為を実施する者の基準） **第九条**　法第二十三条第一項第一号の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 一　製造業者等が再商品化等に必要な行為を自ら実施する場合　自ら実施する者が次のいずれにも該当しないものであること。 イ　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの ロ～チ　（略） 二　（略） （新規）

改正後	改正前
（再資源化に必要な行為を実施する者の基準） **第三十条**　法第二十八条第一項第一号の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 一　自動車製造業者等が再資源化に必要な行為を自ら実施する場合　自ら実施する者が次のいずれにも該当しないものであること。 イ　精神の機能の障害により再資源化の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ロ～ヌ　（略） 二　（略） （法第四十五条第一項第一号の主務省令で定める者） **第四十七条の二**　法第四十五条第一項第一号の主務省令で定める者は、精神の機能の障害により引取業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 （法第五十六条第一項第一号の主務省令で定める者） **第五十一条の二**　法第五十六条第一項第一号の主務省令で定める者は、精神の機能の障害によりフロン類回収業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 （解体業の許可の申請） **第五十五条**　解体業許可申請者は、様式第五による申請書に当該解体業許可申請者が法第六十二条第一項第二号イからヌまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面及び次に掲げる書類を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。 一～四　（略） 五　解体業許可申請者が個人である場合においては、住民票の写し及び法第六十二条第一項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類	（再資源化に必要な行為を実施する者の基準） **第三十条**　法第二十八条第一項第一号の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 一　自動車製造業者等が再資源化に必要な行為を自ら実施する場合　自ら実施する者が次のいずれにも該当しないものであること。 イ　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの ロ～ヌ　（略） 二　（略） （新規） （解体業の許可の申請） **第五十五条**　解体業許可申請者は、様式第五による申請書に当該解体業許可申請者が法第六十二条第一項第二号イからヌまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面及び次に掲げる書類を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。 一～四　（略） 五　解体業許可申請者が個人である場合においては、住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。）